

政策会議 議事概要

- 1 日 時 令和2年10月16日（金） 10時10分～10時25分
- 2 場 所 第一会議室
- 3 出席者 市長、両副市長、総務局長、総合政策局長、財政局長、総務局次長、
総合政策部長、高齢障害部長及び所管局長、所管局次長、所管部長
- 4 議 題 千葉市バリアフリーマスタープラン（案）について【方針決定】（都市局都市部）

[決定事項]

- ・ 千葉市バリアフリーマスタープラン（案）を別紙のとおり決定する。

都市局長、都市部長

～資料に沿って説明～

（質問・意見等）

総合政策局長 今後、重点整備地区を指定し、地区別バリアフリー基本構想を策定していくことになるため、モデル地区における取組みが本市のモデルとして充実した内容となるよう、ご尽力いただきたい。生活関連施設の設定について、マスタープラン作成に関する国のガイドラインによると、現状の施設が移動等円滑化基準に適合しているか否か、特定事業を実施するかどうかは問われていない。まず、高齢者、障害者等の利用する施設を生活関連施設に設定し、まちの一体的なバリアフリー化を進めるということがマスタープランの趣旨である。公立小中学校の位置付けについては、今後の地区別バリアフリー基本構想の作成にあたって合理的なご判断をいただきたい。

川口副市長 公立小中学校を生活関連施設に位置づけることで、学校と学校以外の部分でどのような影響が出てくるのか。

都市部長 公立小中学校についても特定事業計画を作成する必要がある。今般の法改正の理由として、公立小中学校が避難所に指定されているケースが多いということもあり、避難者が利用するトイレ、体育館、教室及びその動線について、段差の解消やエレベーターの設置を始めとするバリアフリー化について検討する必要がある。また、生活関連経路を設定する必要も出てくる。通常は駅等の交通結節点から生活関連施設までの経路がバリアフリー化の対象になるが、公立小中学校は、駅から向かうというより、その地域の方が個々の場所から向かう施設である。駅からの経路を単純に生活関連経路として指定することに意味があるのか、また、学校に向かう個々の経路をそれぞれ生活関連経路として指定する必要があるのか等、今後、議論が必要になると考えている。

川口副市長 市全体として位置づけるか否かを決める必要があるのか、あるいは、地区毎に位置づけるか否かを判断することができるのか。

都市部長 位置づけは地区毎に検討していくことになるが、一定の考え方を整理したうえで、全市的に進めていくようにすべきと考えている。

市長 特別支援学校は生活関連施設に設定されているのでは。

都市部長 特別支援学校は当初から設定している。

市長 モデル地区における取組みを進める中で見えてくるものもあると考えられるため、着実に計画を進めていただきたい。

— 結果 —

決定事項のとおり、方針決定する。

5 照会先

- ・会議の運営等について

総合政策局総合政策部政策調整課

TEL 043 (245) 5057

- ・議題について

都市局都市部交通政策課

TEL 043 (245) 5351